

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がい学生支援に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、国連「障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」を遵守し、新潟青陵大学及び新潟青陵大学短期大学部(以下「両大学」という。)の教職員(非常勤教職員を含む。以下同じ。)が障がい学生を障がいを理由として差別することなく、すべての学生に質の高い教育とその機会を保証することを目的とする。

(定 義)

第2条 障がい学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能に障がい(難病に起因する障がいを含む。)がある者であって、障がい及び社会的障壁(*1)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある両大学学生をいう。

(責 務)

第3条 両大学長は、障がい学生に対し、正当な理由なく、障がいを理由として、教育その他のサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい学生等でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。また、障がい学生等に対する支援活動を通じて、学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながら、より良い人間関係を築き、障がいについて理解する機会を提供するとともに、すべての大学関係者を対象として、障がい者差別の解消に向けた研修を行うなど、障がいに対する理解促進と、障がい者支援に対する意識向上を図らなければならない。

2 学部長、学科長、研究科長は、当該部局において障がい学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援室が定めた具体的支援を実施しなければならない。

3 教職員は、当該部局において障がい学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援室が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮(*2)の提供に努めなければならない。ただし、合理的配慮は学術研究機関としての本質や評価基準の変更を伴わない範囲で行われることとする。

(支援の申し出)

第4条 障がい学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、障がい学生支援室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

3 入学希望者から入学試験時の配慮に関する相談があった場合は、入試広報課、両大学入試委員長が対応し、必要時障がい学生支援室に相談する。入学希望者から入学後の配慮に関する相談があった場合は、障がい学生支援室が対応する。

(個別支援計画の策定)

第5条 障がい学生支援室は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重し、建設的な話し合いをした上で、関係各部署と協議し、個別支援計画を策定する。

2 修学に必要な支援は、両大学における教育及び研究、その他の関連する活動全般を対象とするが、障がい学生の自主的な活動や日常生活上の支援については、対象外とする。

(合意の形成)

第6条 個別支援計画は、当該学生の合意を得て決定する。障がい学生支援室は、当該学生に対し個別支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第7条 具体的支援は、障がい学生が所属する部局（学部、学科、研究科等）が、主たる責任を持って実施する。

2 障がい学生支援室運営委員会は、合理的配慮の実施、運営等に関する点検・評価を行う。また、学生からの不服申し立ての対応をする。

第8条 障がい学生支援室は、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡調整、学外機関との連携等を行なう。

(相談対応)

第9条 障がい学生支援室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がい学生からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第10条 具体的支援に係る事務は、障がい学生支援室において処理する。

(秘密保持義務)

第11条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学においては評議会、短期大学部においては教授会の議を経て両大学長が決定する。

(補 足)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、両大学長及び障がい学生支援室運営委員会が定めることができる。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

2 2023年3月23日制定の新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針は、本規程制定に伴い廃止する。

*1：社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条」より抜粋。）

*2：「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「国連障害者の権利に関する条約第2条」より抜粋。）